

懲戒処分の変更について

令和7年2月7日
横浜国立大学

このたび、本学は、令和3年2月18日付けで行った本学教員の懲戒処分を、次のとおり、変更しましたので、公表します。

1. 処分対象者：50歳代の男性教授
2. 変更内容：懲戒解雇処分を取り消し、労働契約の合意解約に変更する。
3. 変更の理由：本学がした令和3年2月18日付け懲戒処分につき、先日、東京高等裁判所から当事者双方に和解勧告があり、令和7年2月4日に和解が成立しましたので、上記のとおり処分を変更しました。

本件に関するお問い合わせ先：国立大学法人横浜国立大学総務企画部（総務企画課）